

4 豊教学号外
令和5年3月24日

豊橋市立小中学校長様
豊橋市立豊橋高等学校長様
豊橋市立家政高等専修学校長様
豊橋市立くすのき特別支援学校長様

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

このことについて、令和5年3月20日付け4東三教2647号で愛知県教育委員会東三河教育事務所長から別添（写）のとおり通知がありました。

本市においては、令和5年3月10日付で「今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方について」を通知したところですが、文部科学省より新たな通知がありましたので、下記内容にご配意いただいくとともに、貴校内においてご周知ください。また、保護者への休業中の連絡が必要な場合は、各学校でご対応ください。

この内容については、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類（季節性インフルエンザ同等）に移行される5月7日までの適用とし、その後の対応につきましては、改めて通知します。

記

<新学期以降における対応（4／1から5／7までの考え方）>

1 マスクの着用について【3月10日発で通知済み】

- 児童・生徒：マスク着用を求めないこと。
- 教職員・来校者：マスク着用は、個人の判断に委ねること。

2 入学式等の学校行事の実施について

- マスクの着用を求めないことを基本とし、国歌・校歌の斉唱等を行う時は前方1m程度、左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。
- 感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限、実施内容の精選、時間の短縮を行う必要はないこと。
※学校の規模、施設等の収容量によって、制限をすることはある。

3 各教科、クラブ・部活動などの実施について

- 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行って実施すること。
- 対面式となるグループワーク等はできる限り少人数のグループで実施するように努めること。
- 一斉に大きな声を出す活動では近距離で向かい合っての発声、歌唱等は控えるよう指導すること。

4 給食等の食事をとる場面における対策について

- 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては飛沫を飛ばさないように注意すること。
- 机を向かい合わせにしない等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。向かい合わせにすることは1m程度の距離を確保すること。

5 健康観察について

- 登校時、児童生徒の検温結果及び健康状態を把握すること。検温結果の把握方法は学校の判断とし、登校前に検温していなければ、学校で検温すること。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1Ver9）」は、下記のURLからダウンロードいただきますようお願いします。

[ダウンロードURL]

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

<問い合わせ先>

学校教育課 電話 0532-51-2826
教育政策課 電話 0532-51-2805
FAX 0532-51-5104（共通）

保護者の皆様へ

大清水小学校も上記の内容に従って教育活動を進めます。

令和5年3月24日 大清水小学校長 北沢陽子

（お問い合わせ先：大清水小学校 教頭 25-2418）